



## 一輪の暖かさ

“梅一輪 一輪の暖かさ”の句に惹かれ、梅ならぬ桃の花の登場で、一足早い「桃の節句」とまいます。日本五節句の一つ三月三日の桃の節句は、平安時代から女の子の厄除け健康祈願で庶民の間に定着していった。人々は野山に出て行き薬草を摘み、その薬草でけがれを祓って健康と厄除けを祈った。この行事が後に宮中での紙の着せ替え人形で遊ぶ「ひいな遊び」と融合し、災厄を引き受けさせて川に流す「流し雛」になったと記されている。やがて紙の雛でなく、今日のようなお雛さまになり、優しい日本人の心は、単なるお祭りではなく、お七夜やお宮参りと同じく、女の赤ちゃんのすこやかな成長をみんなで願う美しい行事なのです。(大阪城公園)

写真と文 藤本 俊一 (APA/JPS)

- 年金以外に所得のある人は確定申告をしましょう
- 全国健康保険協会からのお知らせ
- 第54回社会保険協会写真コンクール作品募集を締め切りました
- 社保俳壇

**職場内で回覧しましょう**

# 年金以外に所得がある人は 確定申告をしましょう

毎年1月に、社会保険業務センターから、厚生年金保険、船員保険および国民年金の、老齢を支給事由とする年金（以下「老齢給付」といいます）を受給している人に「公的年金等の源泉徴収票」（参考）が送付されます。

今月は、この「公的年金等の源泉徴収票」についてご説明します。

## 1 源泉徴収票の交付について

老齢給付は所得税法第35条の規定により、「雑所得」として取り扱われ、所得税法第226条第3項の規定により、公的年金等の支払者は、支払いの確定したその年の1年間の年金の支払総額、源泉徴収税額および控除の内容等を記載した「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、老齢給付を受給している人全員に対して、翌年の1月31日までに交付することになっています。

## 2 確定申告について

年金以外に給与等の所得がある人や2以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している人は、確定申告をしなければなりません。

確定申告の申告時期は、本年2月16日から3月16日までとなっており、このときの添付書類として源泉徴収票等が必要となります。

また、確定申告を義務付けられていない場合でも、源泉徴収票において控除を受けることができない医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・住宅取得控除などを受けようとする場合や、婚姻や養子縁組などで扶養する親族等に変更があり、申告した内容に変

更が生じた場合、また、扶養親族等申告書を提出しなかった場合などで、源泉徴収税額が納め過ぎとなっている場合には、その税額の還付を受けるために確定申告をすることができます。

この場合の申告時期は、源泉徴収された年の翌年の1月1日から還付請求権が消滅するまでの5年間で、いつでも申告することができます。

## 3 源泉徴収票の再交付について

源泉徴収票の再交付については、社会保険事務所の窓口・電話での受付のほか、『ねんきんダイヤル』（0570-05-1165）でも承っております。

なお、源泉徴収票の再交付は、前5年間分を対象としているため、今年については平成16年分以降となります。

以上、「公的年金等の源泉徴収票」についての説明をいたしました。確定申告について詳しくお知りになりたい場合は、お近くの税務署・税務相談室にお問い合わせください。

また、「公的年金等の源泉徴収票」についてわからないことがありましたら、お近くの社会保険事務所等にお問い合わせください。

### 参考 平成20年分公的年金等の源泉徴収票

**平成20年分 公的年金等の源泉徴収票**  
お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！  
**0570-05-1165**

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。  
※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先からかかると市内通話料金でご利用いただけます。  
ただし、携帯電話の場合は、全額発信者負担となります。

（受付時間）  
○月～金曜日：午前8:30～午後5:15  
ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7:00まで受付  
○第2土曜日：午前9:30～午後4:00  
※毎月11月の第2・第4土曜日、日曜日は午前9:30～午後4:00  
※祝日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元へ通知書が届いた直後は電話が大変混み合う場合がございます。  
ねんきんダイヤルは、週の後半又は月の後半がつかやすすべてあります。どうぞご利用ください。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

0 扶養親族等申告書・源泉徴収票に関するお問い合わせ  
1 年金をお受けになっている方、年金証書をお持ちの方に限るお問い合わせ

お問い合わせの際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをお忘れなく！

不審な電話・手紙等や違法な資金業者にご注意ください。  
○社会保険庁では、携帯電話によりコンピュータシステム等のATMを悪用して盗みを受け取るよう誘導することはありません。その他、お宅を訪問して事務手数料を要求したり、預貯金通帳やキャッシュカードをお預かりするとはありませんので、くれぐれご注意ください。  
○年金証書や預貯金通帳、印鑑等を預けるよう要求し、高金利で融資を行う違法かつ悪質な資金業者には十分ご注意ください。  
なお、「独立行政法人国民健康保険」、「日本政策金融公庫」及び「沖縄振興開発金融公庫」において、年金を預貯した融資を行っています。  
※不審な電話等があった場合は、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

社会保険庁ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの社会保険事務所の高圧地へお問い合わせ先などをご覧いただけます。  
<http://www.sia.go.jp/>

社会保険庁 電話

郵便はがき

料金後納郵便

重要書類  
●公的年金等の源泉徴収票  
(平成20年分)

見本

源泉徴収票は、確定申告に必要ですので、大切に保管

**平成20年分 公的年金等の源泉徴収票**

住所又は 居住 地	氏名	支払金額 円	源泉徴収税額 円
扶養親族等 申告書の提出 有 無	本人 控除対象配偶者の有無等 有 無	控除対象配偶者の有無等 有 無	控除対象配偶者の有無等 有 無
扶養親族の数 特定 老人 人 その他 人	障害者の数 (本人以外) 特別 人 その他 人	社会保険料の金額 円	
支払を受ける者の年金の種別		支払を受ける者の生年月日	
(摘要)			

支払者  
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
官署支出官 社会保険庁総務部経理課長

印

**源泉徴収票について**

1 支払金額 欄の金額は、平成20年中に支払われた額（所得税と社会保険料が差し引かれる前の金額）です。また、平成21年1月に支払われた金額も含まれます。（所得税法の規定によります。）したがって、「支払金額」欄の金額と現在支払われている年金の金額とは、相違しますのでご注意ください。

2 退職共済年金を受けている方で、「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額が上下2段に記載されている場合は、それぞれ次の金額を記載しています。

上段の金額 (所得税法第203条の3第1号適用)	64歳までの特別支給の退職共済年金の額
下段の金額 (所得税法第203条の3第2号適用)	65歳からの退職共済年金の額

3 扶養親族等申告書の提出 [無] 欄にある\*印は、平成20年分扶養親族等申告書をご提出いただいていない方及びご提出の必要のない方について表示されています。

4 [社会保険料の金額] 欄の金額は、平成20年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料及び国民健康保険料又は長寿医療保険料の合計額です。社会保険料は、源泉徴収税額の計算対象から控除されています。

**この源泉徴収票は、税務署に確定申告をする必要があるときに使用ください。**

■確定申告をしなければならない場合の例  
●年金収入のほかに給与収入などがある場合  
●他の公的年金の支払いを受けている場合  
●生命保険料控除や医療費控除などを受けようとする場合など  
■確定申告書の用紙及び手引きは、税務署や市区町村役場などに用意してあります。  
■確定申告についてお分かりにならないことがありましたら、お近くの税務署や税務相談室にお問い合わせください。

国税庁ホームページでは確定申告に関する情報等をご覧いただけます。  
<http://www.nta.go.jp>

## 全国健康保険協会からのお知らせ

### 健康保険被保険者証の切替時期の変更について

当初平成21年3月末までの切替完了の予定でしたが、カードの不具合等があり必要な調達手続きが大幅に遅れました。

よって平成21年6月頃から切替を開始し、9月～10月頃に完了させたいと考えております。ご迷惑をおかけし申し訳ございません。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、従来からお持ちの政府管掌健康保険の被保険者証につきましては、平成21年3月以降も切替えが完了するまで、引き続き有効です。

### 協会けんぽへの申請書等は、郵送での提出ができます

- ・「任意継続被保険者資格取得申出書」
- ・「限度額適用認定申請書」他

※詳しくは、全国健康保険協会のホームページをご覧ください。  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

## 全国健康保険協会 大阪支部

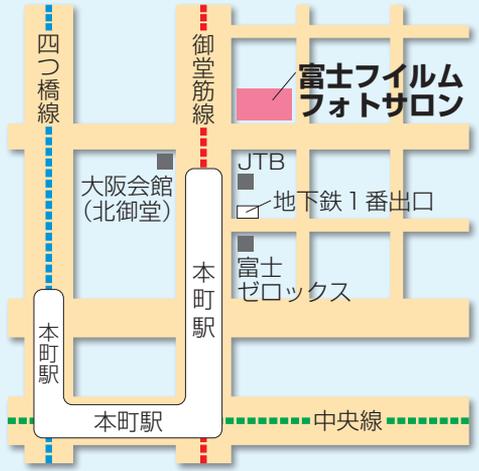
〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階  
TEL 06-6201-7070(代表) FAX 06-6201-7080

# 第54回 社会保険協会写真コンクール

## 作品募集を締め切りました

第54回社会保険協会写真コンクール（後援：朝日新聞社・全日本写真連盟関西本部、協賛：富士フィルムイメージング株式会社・（株）法研関西）に多数のご応募をいただきありがとうございました。

1月9日をもって作品の募集を締め切りました。  
 ご応募いただきました作品は1月14日に審査会を開催し入賞作品を決定しました。  
 入賞作品につきましては、3月27日（金）から4月2日（木）までの間（会期中の休館日はございません）富士フィルムフォトサロン大阪（本町）中央区備後町3-5-11 富士フィルムビル1Fにおいて発表展【午前10時から午後7時まで（最終日は午後3時まで）】を開催いたしますので、皆様お誘いあわせのうえご来場ください。



### 社保俳壇

後藤比奈夫・選評

#### 「兼題」の入選発表

恒例の新春兼題「初日記」について多数ご投句いただきありがとうございます。審査の結果、入選10句は次のとおりです。

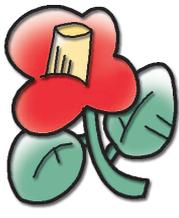
1位

老の身を励ますつもり初日記  
（株）小西商店 池田節子

初日記は新年早々に始めて付ける日記。新しい日記帳にペンを下ろすのはまことに心改まるもの。私の今年の句に「老にまだ書くこと残り初日記」がある。私の方が少々具象的だが似たような感懐。私はもう九十二歳に近いが、作者はおいっつ。

2位

おみくじを添へて貼るなり初日記  
（資）サンクス 北山和郎  
 初日記元旦のところに、その日初詣で引いて来たおみくじを貼りつけたという目出度い句。多分そのおみくじも作者を喜ばせるような結構なものだったのだ。



3位

妻に書く感謝の二文字初日記  
安原紙工（株） 小林久美雄  
 昨年中までの奥さんの内助の功に対する感謝の心持。初日記からそれを書かねばならぬ夫の心が痛い程分かる句。

4位

丁寧に文字を拾ひて初日記  
ナカセ運輸（株） 中埜恵美子

5位

子の機嫌より書き出しぬ初日記  
（有）ティエイケイコンサルティング 山下 聖

6位

世の不況一行記し初日記  
（有）大青鉄工 佐藤豊子

7位

たんたんと心のままを初日記  
日東企画（株） 辻本康博

8位

我ながら余所行きの字や初日記  
（有）ティエイケイコンサルティング 増永久仁郎

9位

今年全壽思ひ新たな初日記  
（株）トーバック 芦田 茂

10位

初日記気の重きこと後まはし  
京神サービス（株） 白石紀子

